

## 福岡県トラック協会 女性協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、福岡県トラック協会女性協議会と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、トラック輸送産業における女性経営者又は経営に参画する女性により組織し、女性特有の感性や思考、創造性のある意見を良質な輸送サービスの提供に反映させるとともに、女性経営者としての資質や見識の向上、並びに会員相互の連絡協調及び情報交換を行い、業界の発展と社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①事業経営の近代化・合理化に関する諸施策の研究・調査並びに情報の提供。
- ②研修会・講習会・実地見学会等の開催。
- ③地域福祉活動の実施。
- ④会員相互の親睦を図るための諸行事の開催。
- ⑤その他目的達成のために必要な事項。

### (会員構成)

第4条 本会の会員は、公益社団法人福岡県トラック協会会員の推薦による、女性経営者及びこれに準ずるもので構成する。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |      |      |
|------|------|
| ①会 長 | 1名   |
| ②副会長 | 3名以内 |
| ③理 事 | 若干名  |
| ④監 事 | 2名   |

### (役員を選任)

第6条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

2. 会長、副会長は理事の互選とする。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
4. 監事は、会計業務を監査する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補欠のため再任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

- 第9条 会議は、総会及び理事会、役員会とする。
2. 会議は、会長が招集する。
  3. 総会は、年1回とし、必要により臨時総会を開催する。
  4. 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の成立及び議決)

- 第10条 総会は会員の過半数の出席によって成立し、議決は多数決による。
2. 理事会は理事の過半数の出席によって成立し、議決は多数決による。
  3. 前2項の議決において可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会費)

- 第11条 本会の維持運営に要する経費は会員負担とし、会費及び徴収方法は次のとおりとする。
2. 会費は1社につき月額3,000円とし、徴収方法は4月、10月に6カ月分を会長の指定する銀行口座に振込み納入する。
  3. 必要に応じて理事会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。
  4. 中途入会した場合の会費については、月割計算した後、請求するものとする。
  5. 退会の場合、既納会費の返還はしない。

(旅費)

- 第12条 本会は必要に応じて旅費を支給する。
2. 支給金額については、予算の範囲内で会長に一任する。

(会計年度)

- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

- 第14条 本会の事務局は、福岡県トラック総合会館内に置く。

【附則】

本規約は、平成26年4月18日から実施する。

※平成28年6月11日 一部改定

# 慶弔規程

福岡県トラック協会 女性協議会

第1条 この規程は、会員事業所代表者並びに常任担当者（以下「会員」という）に対する弔慰に関する事項を定める。

第2条 県ト協事務局に届いた訃報については、各会員に周知する。

第3条 会員及び会員の配偶者、父母が死亡したときは、弔電を送る。

第4条 本規程にない事項については、その都度正副会長が協議して決める。

## 【附 則】

この規程は平成26年10月25日から施行する。